

伺 い	<del>供一覽</del>	文書番号	09耐計発-0027	
起案者	耐震安全部 計画グループ		氏名	林 英理子
			内線番号	506
あて先	経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭			
施行者	理事長			
差出元				
起案日	平成22年1月22日			
決裁日	平成 22年 / 月 28日			
施行日	平成 年 月 日			
施 行 注 意				保 存 期 間
	10年			
件 名	『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』の報告書について			
伺 い				
経済産業省原子力安全・保安院長から、指示がありましたクロスチェック解析について(案)のとおりに報告してよろしいか伺います。				

				受付年月日
各担当グループ長				H22年1月23日
計画グループ長				H22年1月25日
次長				H22年1月26日
耐震安全部長				年 / 月 26日
技術グループ長				H22年1月27日
経営企画グループ長				H22年1月27日
技術情報統括室長				H22年1月27日
企画部 次長		監 事 印		H22年1月27日
企画部長				H22年1月27日
理事長代理				H22年1月28日
理事長代理			PT	H22年2月22日
理事長		22.2.26	22.3.2	H22年1月28日

独立行政法人原子力安全基盤機構

09耐計発-0027

平成22年1月28日

経済産業省原子力安全・保安院長

寺坂 信昭 殿

独立行政法人 原子力安全基盤機構

理事長 曾我部 捷洋



「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析についてについて

平成20年7月11日 付け平成20・05・15原院第11号指示のありました  
『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』のクロスチェック解析が終了しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

1.作業指示件名:

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について

2.解析評価等作業結果: 別添のとおり

3.返却書類: 申請書、審査の過程で保安院が申請者から入手した資料及びデータ

4.返却方法: 担当者が持参し返却

5.作業完了日: 平成22年1月28日

以上

H20-CC03

(案)

09耐計発-0027

平成 年 月 日

経済産業省原子力安全・保安院長  
・ 寺坂 信昭 殿

独立行政法人 原子力安全基盤機構  
理事長 曾 我 部 捷 洋

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析についてについて

平成20年7月11日 付け平成20・05・15原院第11号指示のありました  
『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』のクロスチェック解析が終了しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

1.作業指示件名:

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について

2.解析評価等作業結果: 別添のとおり

3.返却書類: 申請書、審査の過程で保安院が申請者から入手した資料及びデータ

4.返却方法: 担当者が持参し返却

5.作業完了日: 平成 年 月 日

以 上



# 経済産業省

平成20・05・15 原院第11号  
平成20年7月11日

独立行政法人原子力安全基盤機構  
理事長 成合 英樹 殿

原子力安全・保安院長 薦田 康久  
N I S A - 3 2 4 d - 0 8 - 4



「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 岡崎 俊雄（以下「事業者」という。）より、平成20年3月31日付け19原機（も）712により原子力安全・保安院（以下「当院」という。）に報告のあった「高速増殖原型炉もんじゅ「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果の報告について」について、当院は貴機構に対し、下記のとおりクロスチェック解析の実施を指示します。

## 記

### 1. 作業指示件名

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析

### 2. クロスチェック解析等に係る作業内容

事業者から提出のあった報告書の内容について、以下のクロスチェック解析を実施する。

- (1) 基準地震動  $S_s$  の策定に係る解析
- (2) 耐震健全性評価に係る解析
- (3) 地震随伴事象に対する安全性評価に係る解析

なお、解析範囲、解析条件等の詳細については、本件を担当する安全審査官と協議の上、決定するものとする。

### 3. クロスチェック解析等に係る作業方法

作業方法は、以下のとおりとする。

- ・ 公開情報等に基づく地震による地震動の解析及び分析
- ・ 事業者が実施した設計、調査データ、解析に使用された条件等に基づく建屋、設備等

420-0003  
7/11

の地震応答解析及び耐震健全性評価

- ・ 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が保有する解析コード等を用いた解析の実施

#### 4. 提供書類等

クロスチェック解析に当たっては、当院より以下の資料を提供するものとする。

- ・ 平成20年3月31日付け報告書「高速増殖原型炉もんじゅ「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書」
- ・ 当院が事業者より入手した事業者の実施した解析に係る資料及びデータ一式
- ・ 上記以外で、クロスチェック解析実施の過程において新たに必要が生じたデータ

#### 5. 提供方法

提供資料は、機構の作業期間中貸与するものとする。また、データについては適切な媒体により提供するものとし、機構における作業が終了した後、当該データのうち、電子媒体は消去することとし、その他の媒体については、当院へ返却することとする。

なお、作業の一部を外部に委託等する場合には、データの漏えい防止等の遵守事項について、契約等において明確に規定することとする。

#### 6. 作業期間

作業期間は、指示の日から平成20年9月30日までとする。また、平成20年7月25日までに中間報告するものとする。

なお、機構は作業を作業期間内に終了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延の理由及び内容、作業の完了の予定日等を当院に報告することとする。この場合、当院から別途作業期間の延長について指示するものとする。

以上



# 経済産業省

平成21年12月22日

独立行政法人原子力安全基盤機構

理事長 曾我部 捷洋 殿

経済産業省原子力安全・保安院

原子力発電安全審査課長 野口 哲男

NISA-171d-09-8

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について

平成20年7月11日付けNISA-324d-08-4をもって指示し、平成20年9月30日付けNISA-171d-08-5、平成20年12月22日付けNISA-171d-08-6、平成21年3月25日付けNISA-171d-09-2及び平成21年6月30日付けNISA-171d-09-8をもって作業期間の見直しを行った上記の件について、原子力安全・保安院は、貴機構に対し、以下のとおりクロスチェック解析の作業期間の延長を通知します。

## 記

### 1. 作業指示件名

- (1) 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析
- (2) もんじゅの耐震安全性評価報告に対する内容の審査及び審査に必要な事項の技術的検討等に対する支援

### 2. 作業期間延長理由

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に関して、経済産業省 総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会において、評価結果を確認中であるが、その過程において専門委員の意見を反映した解析、評価を独立行政法人日本原子力研究開発機構が実施し、これらの結果を踏まえたクロスチェック解析を行う必要があり、また、安全性評価の審査の過程において見いだされた新たな知見や新潟県中越沖地震の反映等、最新の科学的知見等に基づき評価、判断等が必要となる事項について技術的な支援が必要となることから、作業期間を延長する。

### 3. 変更後の作業期間

開始：平成20年7月11日

終了：平成22年1月31日